

「年金生活者支援 給付金制度」の

給付金制度」の

請求手続きが、 はじまります。

中に入っている
ハガキに名前を
書いてご請求ください。

年金生活者支援給付金を請求いたします。			
氏名	フリガナ	ふりがな	フリガナ
	年金 幸子		
年金号	12345678901	生年月日	0000
本封筒内必ずご記入ください。			
※このマークは、音声コードです。目の不自由な方も封筒情報を音声で聞くことができます。			

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

168-8505
東京都杉並区高井戸西
3-25-24

年金 幸子 様

12345678901234
12345

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

(開封前に宛名をご確認ください。)

※このマークは、音声コードです。目の不自由な方も封筒情報を音声で聞くことができます。

必要手続き書類在中

対象者の方には、「日本年金機構」からこの封書が届きます。

高齢年金生活者
支援給付金

障害年金生活者
支援給付金

遺族年金生活者
支援給付金

- 対象者は、一定の所得以下の年金受給者です。
 - 年金生活者支援給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。
 - 日本年金機構から送られてきた封書に入っている請求書に記入してご返信ください。
- ※2019年4月2日以降に基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類をお送りしています。

年金生活者支援給付金は、3種類。

以下の支給要件を満たしている方が対象者です。また、受け取るには請求手続きが必要です。

1 老齢基礎年金を受給している対象者には

老齢年金生活者支援給付金



支給要件

- 65歳以上で老齢基礎年金※1を受けている。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額※2とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が879,300円以下である。

※1 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

給付額

月額5,000円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の**1**と**2**の合計額となります。※1

1 保険料納付済期間に基づく額(月額) = **5,000円** × 保険料納付済期間※2 / 480月

2 保険料免除期間に基づく額(月額) = **10,834円**※3 × 保険料免除期間※2 / 480月



※1 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が779,300円を超え879,300円以下の方には、**1**に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。※2 給付金額の算出のもととなる保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等でご確認ください。※3 保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間については5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。

2 障害基礎年金を受給している対象者には

障害年金生活者支援給付金



支給要件

- 障害基礎年金※1を受けている。
 - 前年の所得※2が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※3」以下である。
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額	障害等級2級の方	障害等級1級の方
	(月額) 5,000円	(月額) 6,250円

3 遺族基礎年金を受給している対象者には

遺族年金生活者支援給付金



支給要件

- 遺族基礎年金を受けている。
 - 前年の所得※1が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※2」以下である。
- ※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額	(月額) 5,000円
-----	--------------------

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

請求はカンタン！ 日本年金機構から届く封書の中に入っているハガキに記入して送るだけ。



※給付額等は、2019年度の金額です。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル

0570-05-4092

年金給付金 検索



〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

① 日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。